令和７年

東松島市教育委員会３月定例会会議録

東松島市教育委員会

令和７年東松島市教育委員会３月定例会会議録

１　**招集日時**　令和７年３月１７日（月）　午後１時３０分

２　**招集場所**　東松島市役所　３階　第三委員会室

３　**出席者**　教育長　志小田　美弘　　委　員　木村　和彦　　委　員　鹿野　あい子
委　員　福田　ゆかり　　委　員　松岡　勝久

４　**傍 聴 者**　なし

５　**説明のため出席した者**

教育部長	山縣　健
学校教育官理監	渥美　眞佐男
教育総務課長	樋熊　利将
教育総務課長補佐	千葉　純一
教育総務課教育総務係長	菅原　小百合
生涯学習課長	五ノ井 勝浩

６　**議事日程**　配布資料のとおり

７　**本委員会書記**　教育総務課長補佐　千葉　純一

８　**開　　会**　午後１時３０分

９　**会議録署名委員の指名**
教　育　長　　木村委員、福田委員を指名する。

10　**前回会議録の承認**
教　育　長　　（委員全員に諮って）承認する。

11　**報　告**
（１）教育行政報告
教 育 部 長　　（教育行政報告一覧表等に基づき説明）
（質　疑）　　（質疑なし）
（２）事務局報告事項
教育総務課長　　２月２０日、第４回目となる学力向上推進委員会がひがまつ BASE で開催された。
２月２５日、小中連携教育担当者会が開催された。
２月２６日、いじめ問題等対策調査委員会が開催された。
３月１２日、小中連携推進委員会が開催された。
生涯学習課長　　２月２２日、蔵王ジュニアリーダー交流会が開催され、本市から３人と蔵王町から６人が参加し、防災等の研修を通じて交流した。
２月２４日、矢本海浜緑地パークゴルフ場３０万人突破記念イベントが矢本海浜緑地パークゴルフ場で開催された。市内在住の女性が３０万人目となり、市と HOPE から記念日が贈呈された。
３月１４日、第２回目となる文化財保護審議会が開催された。
３月１５日～１６日、ジュニアリーダーの初級研修会が松島自然の家で開催され、１３人が参加した。

木 村 委 員　　学力向上推進委員会の内容を詳しく教えてほしい。

学校教育官理監　　今回のテーマは家庭学習ということで、中学校区毎に分かれて何度かに話合いをしてきたが、そのまとめと来年度に向けての確認を行った。

12　議　　事

承認第４号　　専決処分した事件（令和６年度一般会計補正予算（第９号）（教育委員会事務に係る部分））の承認について

教育総務課長　　専決処分した事件（令和６年度一般会計補正予算（第９号）（教育委員会事務に係る部分））の承認について御説明申し上げる。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び教育長に対する事務委任規則（平成１７年東松島市教育委員会規則第６号）第４条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第２５条第３項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

（承認第４号関係資料に基づき説明）

（ 質 疑 ）　　（質疑なし）

教　育　長　　（委員全員に諮って）承認可決する。

議案第７号　　東松島市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第８号　　東松島市立学校及び東松島市教育支援センターで勤務する会計年度任用職員設置要綱の一部を改正する訓令について

教　育　長　　議案第７号東松島市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則についてと議案第８号東松島市立学校及び東松島市教育支援センターで勤務する会計年度任用職員設置要綱の一部を改正する訓令については関連があるので一括した議題とする。

学校教育官理監　　東松島市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則についてと東松島市立学校及び東松島市教育支援センターで勤務する会計年度任用職員設置要綱の一部を改正する訓令について御説明申し上げる。令和７年度から、教育支援センターに配置していた学校巡回相談員の業務を県で配置するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、所長兼スーパーバイザーが担うこととし、合わせて通所対象者について、より詳しく定める必要があるケースがこれまであったため、施行規則の一部を改正するもの。また、退所の取扱いについて、これまで定めていなかったため、今回新たに定めるとともに様式を追加するものである。このことに伴い、東松島市教育支援センターで勤務する会計年度任用職員設置要綱についても所要の一部改正を行うものである。

（議案第７号及び議案第８号関係資料に基づき説明）

鹿 野 委 員　　学校巡回相談員の業務をスクールソーシャルワーカーと連携し、所長兼スーパーバイザーが担うとのことだが支障はないか。

学校教育官理監　　業務量は増すがスクールソーシャルワーカーがこれまでも学校巡回しているので連携して対応できると考えている。

鹿 野 委 員　　これまでの学校巡回相談員は、今後どうなるのか。

学校教育官理監　　本市の不登校相談員へ転職となる方もいるが、残念ながら退職となる方もいる。

鹿 野 委 員　　退所した児童生徒は、どのような方向に進んでいくのか。

学校教育官理監　　学校に戻って一定期間が過ぎ、十分にやっていけるだろうとの判断の下での退所となる。

教　育　長　　（委員全員に諮って）承認可決する。

議案第 9 号　　東松島市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

生涯学習課長　　東松島市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げる。今回の規則改正は、矢本運動公園内の東松島市武道館の解体及び矢本運動公園体育館の供用開始に伴う同体育館を生涯学習課の出先機関として位置づける等の所要の見直しが必要となったことから改正を行うものである。

（議案第 9 号関係資料に基づき説明）

（ 質 疑 ）　　（質疑なし）

教　育　長　　（委員全員に諮って）承認可決する。

議案第 10 号　　東松島市体育関係団体（個人）全国大会出場報奨金交付要綱の一部を改正する訓令について

生涯学習課長　　東松島市体育関係団体（個人）全国大会出場報奨金交付要綱の一部を改正する訓令について御説明申し上げる。今回の訓令改正は、これまで全国大会等への出場の栄誉を讃え、市民又は一定の要件を満たした市外の者に対し、報奨金を交付してきたが、当該報奨金の交付対象者を市民に限定するほか、同一年度おける大会種別ごとの申請回数に限度を設ける等の所要の見直しを行うため改正を行うものである。

（議案第 10 号関係資料に基づき説明）

福 田 委 員　　これまで市内の団体としていたものを今回の改正で団体としているが、市外団体でも市民であれば対象となるのか。

生涯学習課長　　対象となる。

福 田 委 員　　これまでも対象であったか。

生涯学習課長　　これまでも対象であった。

教　育　長　　（委員全員に諮って）承認可決する。

議案第 11 号　　東松島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

教育総務課長　　東松島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について御説明申し上げる。これまで、旅行命令に係る専決区分については、旅行先、宿泊の有無によって専決区分を決定していたが、今回の改正により「旅費支給を伴うもの」または「それ以外のもの」に専決区分を改め、また、旅費の歳出に伴う専決区分を旅程等によらず、学校教育管理監又は課長専決に改めることで、より一層の事務の効率化が図られることから、所要の改正を行うものである。

（議案第 11 号関係資料に基づき説明）

（ 質 疑 ）　　（質疑なし）

教　育　長　　（委員全員に諮って）承認可決する。

議案第 12 号　　東松島市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について

教育総務課長　　東松島市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について御説明申し上げる。今回の改正は、文書の管理が電子管理に移行したことにより、文書の取扱いに関して定めた「東松島市文書取扱規程」の全部改正されることに伴い、新たに発令番号が附番されることから、「東松島市教育委員会処務規程」内の関連個所の記述を改めるものである。

（議案第 12 号関係資料に基づき説明）

（ 質 疑 ）　　（質疑なし）

教　育　長　　（委員全員に諮って）承認可決する。

議案第 13 号　東松島市学校運営協議会委員の委嘱について
議案第 14 号　東松島市奨学生選考委員会委員の委嘱について
議案第 15 号　東松島市特別名勝松島保存管理専門委員会委員の委嘱について
議案第 16 号　東松島市文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第 17 号　職員の人事について

教　育　長　　議案第 13 号から議案第 17 号については人事に関する案件につき、秘密会としてよろしいか。
（委員全員に諮って）この審議については、秘密会とする。

教　育　長　　（委員全員に諮って）議案第 13 号について承認可決する。

教　育　長　　（委員全員に諮って）議案第 14 号について承認可決する。

教　育　長　　（委員全員に諮って）議案第 15 号について承認可決する。

教　育　長　　（委員全員に諮って）議案第 16 号について承認可決する。

教　育　長　　（委員全員に諮って）議案第 17 号について承認可決する。

13　閉　　会　　午後２時４０分

令和７年４月２５日　　署名委員

署名委員